

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882



「ブリージャー」訪日客「出張+観光」型が増加

ビジネスとレジャーを掛け合わせた「ブリージャー」型の訪日外国人旅行者が増加している。出張の滞在期間を自己負担で延長し、観光も楽しむスタイルで、旅行形態の一つとして広がっている。

1泊当たりの単価が高く、滞在期間も長い傾向があるため、ホテルなどの宿泊施設で

は受け入れ態勢を本格化させている。

東京オリンピックを控えた東京都内のホテルでは、ビジネスと観光、どちらにも対応できる「ハイブリット型」の改装を急ピッチで進めている。滞在が伸びても安心できるように一部客室にはミニキッチンも備えた。またスパやヨガ、ヘルシーフードなどを用意して多様なニーズを取り込む方針だ。

同一賃金と残業の規制 中小企業は1年間猶予

厚生労働省は、働き方改革関連法案の柱である時間外労働の上限規制と同一労働同一

賃金の実施時期について、中小企業は現行の予定からいずれも1年延期する方針を決めた。

残業規制は2020年度、同一賃金は21年度の実施予定。

- 働き方改革関連法案は、
- ① 残業時間に年720時間までの罰則付き上限規制を設けること
 - ② 正規と非正規で不合理な待遇差をなくす同一労働同一賃金の実施
 - ③ 働いた時間でなく成果で評価する「脱時間給制度」の創設が柱。
- 中小企業は労務管理の担当者が少なく、労働者の賃金表

を見直すなど企業の準備に時間がかかることに考慮した。

「ノー残業手当」を一律支給 社員の意識改革と人材確保

スーツ販売店のH社は、月間の残業時間がゼロだった社員に対して一律15000円を支給する「ノー残業手当」制度を導入した。

残業に対する社員の意識改革につながる狙いがあるほか、人手不足が深刻な業界において人材獲得という効果も期待している。

社員にとっては残業を減らせば時間にゆとりができる一方、給料が減るといふマイナスの面があるため、残業をしない社員が得をする制度を提案した。

残業代が月15000円を超えた場合は、その分は残業代として支払う。また、残業代が1万5000円未満の社員には、差額を上乗せして1万5000円を支給する。

仮想通貨



円やドルなどの法定通貨に対して、国による価値の保証を持たない通貨のこと。「暗号通貨」「デジタル通貨」なども呼ばれている。

電子データとしてネット送金や決済に使われている。「取引所」と呼ばれる会社に口座を開いて使うのが一般的で、円やドルと交換できる。中央銀行のような公的な管理者はない。送金や決済に関わるコンピュータでデータを管理する「ブロックチェーン」という仕組みで偽造を防ぐ。

代表的な「ビットコイン」は昨年20倍も値上がりし、年末に1コイン220万円超をつけたが、仮想通貨「NEM(ネム)」が不正流出した問題を受け、大幅に下落した。



模倣品、類似品から 自社製品を守るために — 模倣の手口が巧妙化

模倣品(コピー商品)、類似品などにより企業が受ける被害は、近年さらに複雑化・広範化しています。どんなに素晴らしい商品サービスも販売しても、他社によって便乗されて商品がコピーされ、模倣品が横行しては、これまでの労力やコスト、時間が台無しとなってしまいます。そこで今回は模倣品から自社を守るための方策などについて考えてみます。

商品の形状やデザインを工夫し、苦勞してようやくヒットした商品が、ある日突然、別の会社が当社商品と全く同じようなデザインで、し

かも値段を下げて売っていたというトラブルが増加しています。

模倣業者の手口は、近年さらに巧妙化しており、大企業の有名な商品だけではなく、儲かるものであれば、ありとあらゆるものが模倣されているのが現状といえます。

■特許、意匠、商標等による保護

自社商品を他人の模倣から守る手立てとしては、技術的なアイデアを保護する特許や実用新案、デザインを保護する意匠、商品に付ける商標などは比較的よく知られています。

特許などは、特許庁に対して出願という手続を行い、特許庁によって登録という行政処分が行われることで、特許発明あるいは登録意匠を採用した商品や登録商標を付した商品を独占的に販売することができま

●模倣品被害の例●

- ・製品のロゴが盗用され、そっくりな偽ブランド品が販売されている
- ・正規品そっくりの容器や包装の中に粗悪な商品を詰めて正規品として販売
- ・真正品のデザインやパッケージがそのままだけに模倣されたデッドコピーが販売
- ・ライセンス許諾を受けずに正規製品が製造され、格安商品として販売

す。このように、特許権、意匠権や商標権などの権利を持つていなければ自社製品を守ることができないの？と思われるかもしれませんが、自社製品を守る手立てとして「不正競争防止法」による保護も考えられます。

■不正競争防止法による保護

不正競争防止法は、他人の商品形態を「デッドコピー」した商品の販売を禁止しています。他人の成果にフリーライド(ただ乗り)する行為を禁止するものです。

保護されるのは「商品の形態」です。模様、色彩、質感などを含めた商品の形状をいいます。同種の商品が通常有しているような「ありふれた形態」は保護されませんが、部分部分で見えた場合の形状は同種商品でありふれていても、全体としてオリジナルといえれば、保護されます。

もう一つの要件は「模倣」です。「模倣」とは、①他人の商品の形態に「依拠」して、②これと「実質的に同一」の形態の商品を作り出すことをいう、とされています。

な場合、裁判でも「依拠」は認められやすいでしょう。

「実質的に同一」というのは、全く同一ということまでは必要ではなく、全体として同一あるいは酷似していれば良いのです。実際、商品形態が全く同一であるといったことは稀で、普通は、いくつか細かなデザイン(例えば、家具類なら把手の形状など)を変えているような場合がほとんどです。このような場合でも、その相違部分が全体からみて些細な違いに過ぎないと言えれば、「実質的に同一」といえます。

問題は、保護を受けるためには期間制限があることです。販売開始から「3年」を経過すると、販売差止めも損害賠償も請求できなくなることに留意が必要です。

このような不正競争防止法による保護があるので、特許権や商標権などを取得する必要があると思われるかも知れませんが、特許権や商標権などと比べて、保護を求める際に必要とされる要件が不正競争防止法は厳しく、またいろいろな制約があつて万能とはいえません。従つて、自社の事業のなかで重要な商品は、特許権、意匠権や商標権などを取得してより確実な保護を図ることが重要といえます。



■人手不足の解消へ■ シニア人材の活用広がる 雇用助成金も上手に利用

少子高齢化社会などを背景に、企業の人手不足感は上昇しています。近年では、仕事量は増えているのに、人手が足りないことから事業継続が困難になる「人手不足倒産」と呼ばれる矛盾した現象も起こり、人手不足の深刻さが浮き彫りになっていきます。

このような中、一部の企業では、働く意欲のある高齢者を積極的に採用する動きも出てきています。高齢者雇用のメリットを知り、その能力を活かせる職場環境を整えることが、人手不足の解消に繋がります。

高齢者雇用のメリット

- 高い労働意欲により職場が活性化
- 豊かな経験・技術・人脈で即戦力に
- 柔軟性ある人員配置が可能
- 雇用に際して様々なり雇用助成・支援制度有

■高い就業意欲
内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年)によると、現在仕事をしている高齢者(60歳以上)の約4割が「働けるうちは

いつまでも働きたい」と回答。70歳くらいまでもしくはそれ以上の回答と合計すれば、約8割が高齢期においても働きたいという高い就業意欲を持っていることが分かります。

一方、企業側では、このような高い就業意欲を持っている高齢者を即戦力となる有用な人材として募集・採用するケースも増えてきています。

ある企業の取り組みでは、前職での経験や同業界での就業経験などは問わず、「入社後にやりたいこと」、「やる気」といったポテンシャルを重視して人材を募集するなど、性別や年齢を問わない採用活動を行っています。

■様々なプラス効果

このように、企業が高齢者の人材確保に力を入れ始めた背景には、人手不足の解消だけではなく、若年世代にはない次のような特性や利点に着目しているからだと考えられます。

「職場の活性化」

就業意欲がある高齢者は、「意欲的に働き、勤務態度が良好で、辞めにくい」という、企業から見ると安心して雇用できる理想的な人材です。

意欲的に働く姿にほかの従業員のモチベーションも向上し、職場環境の活性化に繋がります。

「経験・技術を持つ即戦力」

これまでに培ってきたノウハウや経験、技能・技術、人脈を活かすことにより企業の競争力が高まります。

さらに、経験豊富な高齢者を採用することで、人材育成のコスト削減にもなります。

「柔軟性ある人員配置が可能」

高齢者の能力や働く目的は多様です。勤務時間や賃金体系など、一人ひとりの状況に応じた人事管理を行うことで、多様な人材から効率的に労働力を引き出すことができます。

例えば、勤務時間が早朝だと若年世代は敬遠しがちですが、高齢者では朝早い方が良いという方もいます。

また、ある企業では、工場の稼働率と土日祝日は比較的時間があり、これらの曜日でも就業意欲のある高齢者に着目。土日祝日は高齢者が中心となって出勤し、工場を動かすといったケースも出てきています。

「助成金が受けられる」

高齢者の雇用に関しては様々な助成金制度が設けられており、支給要件が合えば、これらの助成金の受給が可能となります。

■助成金等の支援策の活用

高齢者の雇用に関する助成金の一つに「特定求職者雇用開発助成金」(生涯現役コース)があります。これは、雇入れ日の満年齢が65歳以上の方をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れる事業主に対して、支払われた賃金の一部が助成される制度です。

これら助成金を受給するためには、いくつかの支給要件がありますので都道府県労働局やハローワーク、厚生労働省HPなどで確認しましょう。

高齢者の就業は、企業の人手不足解消にとどまらず、高齢者の社会参加や生きがいに繋がるなど、様々な副次的効果も期待できそうです。



◆平成30年度税制改正大綱◆ 中小企業の設備投資を支援 固定資産税を3年間最大ゼロに

中小企業者等の一定の設備投資について固定資産税の課税標準を最初の3年間、2分の1に軽減する特例措置は、平成31年3月31日までの設備の取得を期限に打ち切れ、平成30年度税制改正において、新たな枠組みによる特例措置が設けられることとなります。

■現行の中小設備投資に係る 固定資産税の特例

平成28年度改正で創設された現行の「中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置」は、平成29年度改正で一定の器具備品や建物附属設備が追加されたものの、最低賃金が全国平均以上の東京、神奈川県、埼玉、大阪、愛知、京都の7都府県では適用業種が絞られるなどの見直しが行われました。

現行制度については、「中小企業等経営強化法」の規定に基づいて経営力向上計画を策定、主務大臣の認定を受けて適用されることとなっています。

■市町村が認定する制度へ

この現行制度に代わって、平成30年度税制改正で創設される固定資産税の特例措置は、「生産性向上の実現のための臨時措置法」(仮称)の制定を前提に設けられます。同法の規定に基づき市町村が作成した「導入促進基本計画」に適合する一定の中小企業者等の設備投資について、取得後の3年間、固定資産税の課税標準をゼロから2分の1以下の範囲内で市町村が軽減割合を条例で定めるとしています。つまり、課税標準が最低でも現行制度と同じ2分の1、最大ではゼロに拡大され、市町村に委ねられている部分が多いのが大きな特徴となっています。

適用時期は、「生産性向上の実現のための臨時措置法」(仮称)の施行日から平成33年3月31日までに取得した一定の固定資産について適用されます。

(※本稿の元号につきましては、税制改正大綱通りの表記としています。)

3月の税務と労務

一 税 務 一

- ★29年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
- ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- ★29年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日 (1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- ★29年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告 申告期限…3月15日
- ★国外財産調書の提出…3月15日
- ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月12日
- ★個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月2日
- ★1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…4月2日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(29年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…4月2日
- ★法人・個人事業者(29年12月分及び30年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…4月2日
- ★7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…4月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…4月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分) (消費税・地方消費税) 申告期限…4月2日

一 労 務 一

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月2日

「変化への対応力を失うことは企業の衰退を意味する」ともいわれます。東京商工リサーチの長寿企業に関する調査によると、創業当初と比べ、「主力事業が変化した企業」は47・7%で、このうち約80%は自社の取り扱う主力商品・サービスにおける構成が入れ替わっています。▼商品を手代に合わせながら変化していく、または、商品は同じでも販売の仕方を変えていくなど、「変化に対応する」というのが長寿企業の一つの特徴のようです。▼企業が提供する

変化への対応力

る品質レベルは変わらず一定だったとしても、お客様はいろいろなことを経験され、要求レベルも変わってきます。すると、ある時を境に、「今までと変わらず同じことをしているのに、なぜ、お客様は離れていくのだろうか?」と変わらなことがマインナスになっていくことがあります。▼昔良かった商品でも、お客様は新しいものが良いと思うと、もう後戻りしてくれませんか。顧客ニーズを敏感に感じ取り、変化していく対応力が常に求められているといえます。